

○伊予市指定管理者による公の施設の管理に関する条例

平成17年 7 月 1 日条例第197号

改正

令和 4 年12月16日条例第22号

令 8 年 7 月 3 日条例第18号

伊予市指定管理者による公の施設の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、伊予市が設置する公の施設（以下「当該施設」という。）の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し、法及び他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に当該施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 当該施設の概要
- (2) 申込みの資格（以下「申込資格」という。）
- (3) 申込みを受け付ける期間（以下「申込期間」という。）
- (4) 選定の基準
- (5) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (6) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (7) 申請の方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長等に申請しなければならない。

(選定の審査)

第4条 市長等は、指定管理者の選定に当たっては、その公正性及び適正性を確保するため、あらかじめ学識経験者等の意見を聴くものとする。ただし、施設の規模等により市長等が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(選定方法及び選定基準)

第5条 市長等は、第3条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、当該施設の管理を行うに最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 当該施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 当該施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力（従事者の適正な労働条件及び労働環境の確保を含む。）を有しており、又は確保する見込みがあること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が施設の性質等に応じて別に定める基準（指定管理者の候補者の選定の特例）

第6条 第2条の規定にかかわらず、市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による公募によらず当該施設に係る指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 第2条の規定により公募した場合において第3条の規定による申請がなかったとき。
- (2) 前条の規定による審査の結果、当該施設に係る指定管理者の候補者となるべき適当なものがいないとき。
- (3) 緊急の必要性その他やむを得ない事由により公募を行う時間的余裕がないとき。
- (4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定した民間事業者を指定管理者として指定しようとするとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該施設の性格、規模、機能等を考慮し、公募になじまないと認められる特別の事情があるとき。

(指定管理者の指定)

第7条 市長等は、前2条の規定により当該施設に係る指定管理者の候補者を選定したときは、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者として指定するものとする。

2 市長等は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに告示し、その旨を団体に通知しなければならない。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長等と当該施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 本市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 災害時等における業務の履行及び責任の分担に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長等が別に定める事項  
(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する当該施設の管理の業務に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、第11条第1項の規定により年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業の状況
- (2) 当該年度における収支決算書
- (3) 当該年度末における財産目録
- (4) 当該年度末における職員名簿及び当該年度における職員の異動状況報告書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が特に必要と認める事項  
(業務報告の聴取等)

第10条 市長等は、当該施設の管理運営の適正を期するため、法第244条の2第10項の規定により指定管理者に対し、その管理運営の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当ではないと認め

るときは、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて当該施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても市はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理をしなくなった当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第14条 指定管理者又はその管理する当該施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月16日条例第22号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年7月3日条例第18号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前までに、改正前の伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。